

秋田県健康福祉部保健・疾病対策課関係補助金等交付要綱 別表第1（抜粋）

**保健・疾病対策課関係補助金等の種類等**

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書又は精算書提出期限
結核予防費補助金	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による定期健康診断に要する経費に対し交付する。	単独事業	2／3以内	私立学校（修業年限が1年未満のものを除く）及び社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設の設置者（秋田市に所在地を有するものは除く）。	知事が別に定める日	事業完了後30日以内または年度の3月31日のいずれか早い日

(注1) 「補助金等の率又は額」は、別紙「結核予防費補助基準表」の各欄に定めるところによるものとする。

(注2) これにより算出された補助金は、円単位までとし小数点以下は切り捨てるものとする。

(注3) 「補助事業者」は、設置主体又は経営主体が国、地方公共団体の場合は除く。

(注4) 市町村長の実施する結核健診を受診した者及び施設職員、学校職員は当該補助の対象とならないので留意のこと。

(根拠)

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令**

第26条（都道府県の補助）

法第60条第1項の規定による都道府県の補助は、各年度において法第58条の3の規定により学校又は施設の設置者が健康診断の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額につき、都道府県知事が定める基準に従って行う。

(別紙4)

## 結核予防費補助金補助基準表（令和7年度）

1 補助基準額	2 対象経費	補助率
<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数×506円</p> <p>(2) X線（直接）撮影検査を受けた者の延数×1,210円 (ただし、かくたん検査も併せて行った場合は、(5)の基準額とする。)</p> <p>(3) 寝たきり者用のX線（直接）撮影を受けた者の延数×1,767円</p> <p>(4) かくたん検査を受けた者の延数×3,839円 (ただし、直接撮影も併せて行った場合は、(5)の基準額とする。)</p> <p>(5) X線（直接）撮影とかくたん検査を併用した者の延数×5,049円</p> <p>*寝たきり者用のX線撮影の対象 寝たきり等のため、立位による撮影が困難の者とする。</p> <p>*かくたん検査の対象            ① 医師の証明により結核患者であったことが明らかな者            ② 予防接種を受けたことのない者であって、ツベルクリン反応が2年以上 継続して陽性であった者            ③ 既感染結核の者 とする。</p>	<p>学校及び施設の設置者が 感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する 法律第53条の2第1項の 規定による健康診断のため に要した費用</p>	3分の2 以内